

# ウィークリー・スタンス実施要領

## 1. 目的

建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務）を担う業界においては、若年技術者不足と高齢化への対応が喫緊の課題となっている。

一方、働き方改革関連法が平成 31 年 4 月 1 日から順次施行され、時間外労働の上限規制が導入されるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが進められることとなる。

このため、受発注者で 1 週間における就業環境改善の取り組み（ウィークリー・スタンス）を定め、効率的、効果的な業務実施によるワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、魅力的な業界とすることで担い手の確保、育成を図ることを目的とする。

## 2. 対象業務

岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）の各機関が発注する建設関連業務とする。

ただし、災害関連業務や事故等緊急対応業務、その他受発注者の協議により対象外とした業務を除く。

## 3. 実施内容

受発注者の取り組む内容は次のとおりとし、双方業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

- ① 定時退勤日は定時に退勤する。（水曜日等）
- ② 休日明け日を依頼の期限日としない。（月曜日、祝祭日の翌日等）
- ③ 休前日に依頼をしない。（金曜日、祝祭前日等）
- ④ 勤務時間外に依頼をしない。（17 時以降等）
- ⑤ 勤務時間外に打合わせをしない。（17 時以降等）
- ⑥ 作業内容に見合った作業期間（受発注者協議のうえ決定(休日を含まない)）等を確保する。
- ⑦ その他業務環境の改善に資するもの

- ・①, ②, ③は、必須項目として取り組む。
- ・④, ⑤, ⑥は、選択項目として、受発注者の協議により実施を決定する。
- ・⑦を追加して取り組む場合は、その内容について受発注者の協議により決定する。

例) 打合せ時間は 1 時間以内を基本とする。等

## 4. ウィークリー・スタンスの進め方

- (1) 初回打合せ時に、発注者は本取り組みの目的及び内容を説明し、受発注者の協議により実施対象業務とするか否か及び実施内容を決定する。
- (2) 決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (4) 受注者は、取り組み結果（効果・改善点等）について、当面の間、別に定めるアンケートに記載し成果物納入時に発注者に提出する。

## 5. 適用

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告または入札執行通知を行う案件から適用する。